

桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議設置要綱

(平成16年1月16日市長決裁)

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)被害者を支援するために、桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 DV対策連絡会議は、次の事項を目的として行う。

- (1) DV被害者に対して支援を行うため、関係機関が連携体制を構築する。
- (2) DV問題の把握及び情報交換
- (3) その他、DV被害防止に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる職員及び別表第2に掲げる関係機関に属する者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員を増やすことができる。

(会議)

第4条 連絡会議は、企画財政部長(以下「部長」という。)が招集し、主宰する。

2 部長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(担当者会議)

第5条 DV問題に関する個別事案の具体的な支援内容を検討するため、連絡会議に担当者会議を置くことができる。

2 担当者会議は、個別事案に関する構成員又は関係する構成員が指名する者をもって構成する。

3 担当者会議は、その結果を部長に報告するとともに、連絡会議において報告するものとする。

(オブザーバー)

第6条 連絡会議にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、さいたま地方法務局本局及び埼玉県県民生活部男女共同参画課とする。

3 オブザーバーは、連絡会議に対して助言をするとともに、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び担当者会議の庶務は、人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成16年1月16日市長決裁)

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (平成16年11月22日市長決裁)

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日市長決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日市長決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日市長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

秘書広報課
人権・男女共同参画課
税務課
収税課
市民課
社会福祉課
障害福祉課
高齢介護課
保険年金課
保育課
子ども未来課
健康増進課
学務課

別表第 2（第 3 条関係）

埼玉県東部中央福祉事務所
埼玉県鴻巣保健所
埼玉県上尾警察署
桶川市民生委員・児童委員協議会
桶川市社会福祉協議会
桶川市男女共同参画審議会